

第37回軽米町議会定例会

令和 5年 3月14日(火)
午前10時00分 開 議

議 事 日 程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
(令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
(令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
(令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 軽米町個人情報保護に関する法律施行条例
(令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 軽米町情報公開・個人情報保護審査会条例
(令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 軽米町情報公開条例の一部を改正する条例
(令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 軽米町国民健康保険診療所条例を廃止する条例
(令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第10 | 議案第10号 | 軽米町指定居宅介護支援事業所設置条例
(令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第11 | 議案第11号 | 軽米町健康ふれあいセンター設置条例
(令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第12 | 議案第12号 | 町営住宅管理条例の一部を改正する条例
(令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第13 | 議案第13号 | かるまい文化交流センター設置条例
(令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第14 | 議案第14号 | 令和4年度軽米町一般会計補正予算(第10号) |

- (令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第15 議案第15号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- (令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第16 議案第16号 令和4年度軽米町水道事業会計補正予算(第1号)
- (令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第17 議案第17号 令和5年度軽米町一般会計予算
- (令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第18 議案第18号 令和5年度軽米町国民健康保険特別会計予算
- (令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第19 議案第19号 令和5年度軽米町下水道事業特別会計予算
- (令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第20 議案第20号 令和5年度軽米町介護保険特別会計予算
- (令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第21 議案第21号 令和5年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算
- (令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第22 議案第22号 令和5年度軽米町水道事業会計予算
- (令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第23 人口減少・少子化対策調査特別委員会報告
- 日程第24 請願陳情第7号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願
- (総務教育民生常任委員会付託)
- 日程第25 請願陳情第16号 消費税インボイス制度の実施の延期・中止を求める請願
- (総務教育民生常任委員会付託)
- 日程第26 発議案第1号 軽米町議会の個人情報保護に関する条例
- 日程第27 発議案第2号 軽米町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
- 日程第28 議員派遣の件
- 日程第29 委員会の閉会中の所管事務調査について

○出席議員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	11番	茶屋	隆	君	
12番	松浦	満	雄	君					

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	福島	貴浩	君
会計管理者兼 税務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長		日山	一則	君
町民生活課	総括課長	橋場	光雄	君
健康福祉課	総括課長	工藤	薫	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君
地域整備課	総括課長	中村	勇雄	君
再生可能エネルギー 推進室長		福島	貴浩	君
水道事業所	所長	中村	勇雄	君
教育委員会	教育長	小林	昌治	君
教育委員会事務局	総括次長	長瀬	設男	君
選挙管理委員会	事務局長	福島	貴浩	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君
農業委員会事務局	局長	江刺家	雅弘	君
監査委員	委員	西山	隆介	君
監査委員会事務局	局長	関向	孝行	君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局	局長	関向	孝行	君
議会事務局	主事	竹林	亜里	君
議会事務局	主事	松坂	俊也	君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で人口減少・少子化対策調査特別委員会委員長から報告書の提出がありました。また、本日付で議会運営委員長から発議案2件と議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

いずれも配布してありますので、朗読は省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第22号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてから日程第22、議案第22号 令和5年度軽米町水道事業会計予算までの22件を一括して議題といたします。

議案第1号から議案第22号までの22件について、特別委員会での審査結果の報告を求めます。

令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会委員長、中村正志君。

〔特別委員長 中村正志君登壇〕

○特別委員長（中村正志君） 特別委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会に付託されました案件は、議案第1号から議案第22号までの22件でした。

本特別委員会は、3月6日から9日までの4日間開催され、当局からの議案への補足説明を求め、質疑等により疑問点等の理解に努めるとともに、今後の課題提言など、活発かつ慎重な審議が行われました。

議案第2号は、町税等のコンビニ納付を導入することによる督促手数料を廃止する条例です。このことにより金銭的成本を削減し、町民に対し、より丁寧な対応

と町税等の徴収などに注力できるものでした。

議案第3号、議案第4号は、晴山診療所の廃止に伴い、職員の給与、特殊勤務手当等の所要の改正を行う条例の一部改正でした。

議案第5号、議案第6号、議案第7号は、デジタル社会の形成を図るための関係法の改正により、個人情報保護に関する条例等の制定で、時間を割いて詳細な資料により説明をされ、内容理解に努めました。

議案第8号は、出産育児一時金を40万8,000円から48万8,000円に増額することに伴い条例の一部を改正し、さらに1万2,000円を加算し、50万円を支給するものでした。

議案第9号は、晴山診療所が医師の確保が困難であり、施設の老朽化により令和5年3月31日で廃止をする条例でした。

議案第10号、議案第11号は、これまで健康ふれあいセンターで行っていた介護保険事業を役場内に移設し、ホームヘルパーなど一部を社会福祉協議会へ委託するため、新たに役場内に指定居宅介護支援事業所を設置する条例及び総合的な保健活動を推進するために健康ふれあいセンターを新たに設置する条例を制定するものでした。

議案第12号は、町営住宅の建て替えで廃止された旧萩田、山内、下新町住宅を削除するための条例の一部改正でした。

議案第13号は、令和5年7月竣工、12月供用開始予定のかるまい文化交流センターの設置、管理に関する条例制定でした。本条例の内容は、本年2月に策定した管理運営計画に基づいたもので、使用料等も定めていますが、今後定める規則を制定してからの施行日となります。

また、かるまい文化交流センターに係る管理及び備品整備等は、議案第17号の令和5年度軽米町一般会計予算に計上し、トレーニング機器などの導入計画も盛り込まれています。

議案第14号、議案第15号、議案第16号は、令和4年度軽米町一般会計、特別会計の補正予算でした。一般会計補正予算の歳入では、町税の調定見込み増により1億4,200万円余りを補正し、歳出ではスクールバス置き去り防止支援装置購入費を補正し、令和5年度への繰越事業としています。

議案第17号は、総額70億3,200万円の令和5年度一般会計予算です。一般会計予算については、まちづくりに係る重要施策を中心に説明資料を事前に準備いただき、予算書だけではなく、詳細な内容を説明することで各委員の理解もより深まり、効率的な審査ができました。社会変化に対応した行財政運営の自治体DX推進事業や再生可能エネルギー推進、子育て支援策のさらなる拡大、かるまい文化交流センター、移住定住推進、鳥獣被害防止策、森林調査など多岐にわたる事業予

算について、町民要望も踏まえ、活発な審議が行われました。

議案第18号から議案第22号までは、国民健康保険、下水道、介護保険、後期高齢者医療の特別会計4件と水道事業会計でした。

以上、議案第1号から議案第22号まで、特別委員会における主な審査内容等を報告いたしました。

本特別委員会の審査の結果を報告します。議案22件のうち、議案第10号 軽米町指定居宅介護支援事業所設置条例1件について反対がありましたので、採決は2回に分けて行いました。採決の結果、議案第10号は賛成多数で可と決し、議案第1号から議案第9号及び議案第11号から議案第22号の21件については、全会一致で可と決したことを報告します。

以上で特別委員長報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論については特別委員会において全会一致で可と決した議案については討論なしとみなし、反対のあった議案第10号について討論を求めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第10号 軽米町指定居宅介護支援事業所設置条例について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 3番、日本共産党、江刺家静子です。議案第10号 軽米町指定居宅介護支援事業所設置条例について、反対の立場で討論いたします。

この条例は、事業所移設に伴い条例を制定するものであると提案されておりますが、附則のところで軽米町生活支援福祉サービス手数料条例と軽米町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止し、これまで行ってきた訪問サービス、介護事業を廃止するものです。

介護の事業は、これから団塊の世代と呼ばれる人たちが後期高齢者となり、在宅介護を利用する人たちは増えていくことが予測されています。軽米町内の特別養護老人ホームの入居ベッド数は84床です。令和4年4月1日現在の在宅待機者が13人、うち早期入所が必要な方が9人となっています。入所待機者は自宅で訪問サ

ービスを利用するなどしていることと思います。

二戸広域の中で軽米町は特養のベッド数が一番少なく、二戸市が244床、九戸村111床、一戸町が100床となっています。これはユニット型と多床室のベッド数を合わせた数ですが、人口に対して軽米町はベッド数が少ない状況です。ですから、入所を待てない方は町から転出して、県外や、また他の市町村の施設に入所することになります。これが人口減少に拍車がかかる元でもあるのではないのでしょうか。

仕方なく町外の施設を利用している方は、思い出話をするときなど、知っている方の顔がなくて、例えばお祭りの話などをしても話が合わなくて寂しい思いをするようです。コロナが収まったら健康ふれあいセンターのデイサービス再開に期待を寄せていた方もいらっしゃいました。

介護保険料は、いや応なく年金から差し引かれますが、近くの介護施設が不足していてサービスを受けられないことになっています。二戸広域の中でも、同じ保険料なのに、なぜこんなにベッド数が少ないのでしょうか。

健康ふれあいセンターの介護事業所は、行政改革で廃止に向けて進められてきました。私は、この4年間、その廃止に反対してきました。町の人口が減少し続ける中、高齢者の割合が増加し、介護を必要とする住民の割合が増えていくことは分かっていることです。

介護保険制度は、21年前に社会で支える介護を掲げて導入されましたが、実際には要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限されるなど、介護保険だけで在宅生活を維持できない状況は、ますます深刻になっています。

2015年、今から7年ほど前ですが、かつて介護保険の創設を主導した元厚生労働省の幹部が、このままでは介護保険は国家的詐欺の制度になると発言し、関係者に衝撃を与えました。

町長は、先頃の選挙で、公約に高齢者が安心して暮らせる町の実現と掲げております。安心の中に健康ふれあいセンターのデイサービス復活と訪問介護事業を入れていただくことを望むものです。

これが議案第10号に反対する理由です。議員各位の賛同をよろしく願います。

○議長（松浦満雄君） 原案に賛成者の発言を許します。

田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） 議案第10号 軽米町指定居宅介護支援事業所設置条例について、賛成の立場で討論します。

議案第10号は、介護保険法の指定を受けて行う指定居宅介護支援事業、いわゆ

るケアプラン作成事業を継続して推進するため、その事業所を現在の健康ふれあいセンターから役場本庁舎に移転して事業を実施しようとするものです。

これまで健康ふれあいセンターでは、健康ふれあいセンター条例に基づき、介護保険法の指定を受け、ホームヘルパー事業、訪問入浴サービス事業、デイサービス事業、その他ケアプラン作成事業などを行ってきました。このうちデイサービス事業と訪問入浴サービス事業は、民間介護施設の開設に伴い、利用者の減少や従事する職員や看護師の確保が困難となり、事業の基準を満たせない理由から、事業を検討した結果、令和2年4月から事業を休止している状況にありました。この休止の経緯につきましては、令和元年9月と令和2年、令和3年にも議会への説明がありました。

現在町で行っている事業は、ホームヘルパー事業とケアプラン作成事業の2つの事業があり、ホームヘルパー事業については社会福祉協議会に移管する協議が調い、利用者も継続して利用できることから、ホームヘルパー事業を廃止するものです。

あわせて、現在休止中のデイサービス事業と訪問入浴サービス事業を廃止し、ケアプラン作成事業については事業所を移設し、これまでのとおり町で実施するため条例を制定しようとするものです。利用者の意向を丁寧に聞き、不便を感じさせないような受皿を確保した上での決断だと思われます。

民間で実施可能な事業については民間に移管し、行政のスリム化を図るということは、行政改革の基本であります。今後の行財政を考えれば大事なことであると思えます。

急速な少子高齢化や人口減少が続く中、将来的に安定した行政運営を実現するため、大いに期待し、賛成するものであります。議員各位のご賛同をよろしく願いしまして、賛成討論といたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから採決を行います。一部に反対がありましたので、採決は2回に分けて行います。

議案第10号の1件、議案第1号から議案第9号までと議案第11号から議案第22号まで合わせて21件の2回です。

初めに、議案第10号 軽米町指定居宅介護支援事業所設置条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第10号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第10号を原案のとおり可決とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第10号 軽米町指定居宅介護支援事業所設置条例は原案を可決とすることに決定しました。

次に、議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてから議案第9号 軽米町国民健康保険診療所条例を廃止する条例までと議案第11号 軽米町健康ふれあいセンター設置条例から議案第22号 令和5年度軽米町水道事業会計予算までの21件を一括して採決します。

お諮りします。議案第1号から議案第9号までと議案第11号から議案第22号までの21件に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第1号から議案第9号までと議案第11号から議案第22号までの21件は、委員長の報告のとおり原案を可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてから議案第9号 軽米町国民健康保険診療所条例を廃止する条例までと議案第11号 軽米町健康ふれあいセンター設置条例から議案第22号 令和5年度軽米町水道事業会計予算までの21件は原案のとおり可決されました。

◎人口減少・少子化対策調査特別委員会報告

○議長（松浦満雄君） 日程第23、人口減少・少子化対策調査特別委員会報告を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

人口減少・少子化対策調査特別委員会委員長、中村正志君。

〔人口減少・少子化対策調査特別委員長

中村正志君登壇〕

○人口減少・少子化対策調査特別委員長（中村正志君） 人口減少・少子化対策調査特別委員会の調査結果に係る報告を申し上げます。

令和2年9月定例会において設置された本委員会に付託された調査事件において、これまで第12回の委員会を開催し、調査研究を実施してまいりました。

その間、中間報告を3回行い、また人口減少・少子化対策に関する決議案を議決し、町への4項目の要望事項の早期実現に向けて、軽米町議会一丸となって取り組んでまいりました。

子育て支援については、軽米町でも子育て支援日本一を目指し、高校生までの医

療費の町全額負担や学校給食費、保育料の無償化など、多種多様な施策に取り組んでおり、他市町村に決して劣る状況ではないと思われます。

本議会で決議した課題解決に向けた4項目の取組状況についても、子ども公園の整備、婚活支援の強化、若者住宅の整備など、山本町長6期目の施策にも盛り込まれるなど、本特別委員会での調査研究は一定の成果はあったものと結論づけたいと思います。

ここで本委員会は閉会としますが、人口減少・少子化対策は全国的な緊急かつ最重要課題でもあり、今後も継続して調査研究に取り組まれることを次期町議会に申し送りをすることを強く要望し、最終報告とします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件は委員長報告のとおり報告済みとします。

◎請願陳情第7号及び請願陳情第16号の報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第24、請願陳情第7号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願及び日程第25、請願陳情第16号 消費税インボイス制度の実施の延期・中止を求める請願の2件について一括して議題といたします。

請願陳情第7号及び請願陳情第16号について常任委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、中村正志君。

〔総務教育民生常任委員長 中村正志君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（中村正志君） 総務教育民生常任委員会に付託されておりました請願陳情第7号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願及び請願陳情第16号 消費税インボイス制度の実施の延期・中止を求める請願についての審査結果についてご報告いたします。

本請願2件について、3月3日、全委員6名出席の下、慎重審査いたしました。

初めに、請願陳情第7号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願についての審査結果を申し上げます。本請願第7号は、令和2年9月定例会から継続審査を行っていたものです。消費税率は、平成元年に3%導入され、平成9年に5%、平成26年に8%、令和元年に10%へ引き上げられています。消費税は、その使い道が明確化されており、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てられているため、税率を10%から5%へ引き下げることによる財源不足や、ほかの税金へのひ

ずみが生じるのではないかなどという意見が多数を占めました。

よって、請願陳情第7号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願については、反対多数で不採択と決しましたことをご報告いたします。

次に、請願陳情第16号 消費税インボイス制度の実施の延期・中止を求める請願についての審査結果を申し上げます。本請願第16号は、令和4年9月定例会から継続審査を行っていたものです。インボイス制度とは、適格請求書等保存方式のことをいい、令和元年に法制定され、令和3年10月から登録申請の受付が開始され、令和5年10月から実施されます。

委員会では、登録申請はあくまで任意であること、取引の透明性が高まる、消費税の公平な制度であるなど、本請願に対しての反対の意見が多くを占めました。

よって、請願陳情第16号 消費税インボイス制度の実施の延期・中止を求める請願については、反対多数で不採択と決しましたことをご報告いたします。

最後になりますが、請願陳情の審査に関わって紹介議員が委員会の審査に加わるという現状について、公平公正かつ客観性の中での審査ができるのか疑問を持ちました。

常任委員会に付託された請願案件について、紹介議員が審査に入っているのかどうか今後の課題として提言させていただき、報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。

それでは初めに、請願陳情第7号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願について討論ありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 私は、請願陳情第7号の委員長報告に対して反対し、原案に賛成の立場で討論いたします。

請願陳情第7号は、緊急対策として消費税率5%へ引き下げを国に求める請願ですが、安倍政権下で2度にわたる消費税増税が強行され、暮らしと営業に深刻な打撃を与えています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、未曾有の経済危機が国民の暮らしと日本経済に暗い影を落としました。コロナ禍の下、暮らしや営業の支援策

として、消費税減税に踏み切った国、付加価値税もありますが、国や地域が100にも上っています。多くの国が観光や宿泊、飲食業を対象に減税しており、イギリスでは飲食や観光業に対して20%から5%に、マレーシアでは観光やホテルサービスについては6%からゼロ%に減税しています。オーストラリアでは、10%から5%に引き下げています。

各国で減税の内容は様々ですが、目的は共通しています。まず1つは、国民の生活支援です。特に所得の低い人ほど恩恵を受けられ、直接給付と同じ役割を果たしています。もう一つは、中小企業事業者支援であります。この請願を出したのは令和2年9月の議会の前でしたので、その頃は今よりももっとコロナが大流行していた中に出したものです。その頃から特に苦境に追い込まれている飲食、サービス業への支援で、外国では効果を上げております。

消費税は、所得の低い人ほど負担が重く、赤字経営の事業者にも容赦なく納税させるなど、極めて不公平な税であります。政府は、全世代型の名の下に社会保障制度を切り崩し、コロナ禍においても公立、公的医療機関の病床を削減しようとする計画は継続し、また昨年11月からは後期高齢者の医療費負担がある一定の所得以上の方は1割から2割に引き上げられました。消費税が社会保障の財源であるという大義名分はもはや通用しません。消費税減税の財源は、巨額の内部留保を蓄え、莫大な利益を上げる巨大企業や、株で大もうけをしている富裕層に応分の負担を求めることで生み出せると考えます。また、今政府は大軍拡のことが出されて来ました。アメリカ製の兵器の爆買いや不要不急の大型公共事業に充てられる予算を、子育てや教育、社会保障、災害復旧など暮らしを支えるために使えば、格差と貧困の是正にもつながるものであると思います。

以上のことから、本請願を不採択とすることに反対いたします。皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。請願陳情第7号の討論を終わります。

次に、請願陳情第16号 消費税インボイス制度の実施の延期・中止を求める請願について討論ありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 請願陳情第16号について、委員長報告に反対し、原案に賛成の立場で討論いたします。

消費税インボイス制度の実施の延期・中止を求める請願について、インボイス制度導入の実施中止、延期、見直しを求める意見書の採択は、全国各地の自治体で広がっています。一例ですが、鹿児島県奄美市議会では3度目の挑戦で、本会議での全会一致での採択がありました。その間、全議員の訪問、署名などで趣旨説明、粘り強い運動をしたということです。

フリーランスの方々がストップインボイスの会をつくり、大反対運動を行いました。新聞やテレビなどでも報道がありました。その中でインボイスに対しての不安や怒りが広がり、手続方法の問合せがある一方、多くの免税業者がそのまま取り残されている状況もあります。

国税庁は、今年9月30日までに登録申請書の提出としていますが、2022年11月まで新規で172万件、既に登録済み310万件と免税業者1,000万件を加えて1,310万件となっています。新規172万件との対比で僅か13.1%にすぎません。これは、中小業者の強い反対が背景にあります。

政府与党は登録申請が思うように進まない現状の中で、2つの特例の提案をしました。1つは、原則課税、簡易課税ともに見直し仕入れ率を上限80%まで認めて、残りの20%に10%の消費税を支払う。3年間のみです。また、2つ目としては、2年前基準期間が売上げ1億円以下の企業で1万円以下の商品購入及び飲食はインボイス付領収書を相手に求めない。従来の領収書で通用。ただし、6年間である。多少、税額が期間中低くなるだけです。特例が終わったら、負担したことの無い消費税の支払いです。中小業者には、何のメリットもありません。

インボイス導入で影響と被害を受ける事業者は広範囲に及びます。俳優やプロ野球、サッカーの選手など、またスポーツインストラクター、ヤクルト配達員、ウーバーイーツ、アニメーター、漫画家、校正者、貸家、カルチャースクール、電気ガスの検針員、一人親方の建設業、居酒屋、個人タクシー、文房具店、美容院、美容院、塾の講師、家族経営の農家、シルバー人材センター登録者、飲食店など広範囲に及びます。

以上、中小業者の現状を述べましたが、4年目になるコロナ禍、さらに消費者物価の高騰の中でのインボイス制度の強行は延期または中止すべきものとするものです。

よって、本請願を不採択とすることに反対いたします。皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

委員長報告に賛成者の発言を許します。

上山誠君。

〔1番 上山 誠君登壇〕

○1番（上山 誠君） 請願陳情第16号 消費税インボイス制度の実施の延期・中止を求める請願について不採択とする委員長報告に賛成の立場から討論します。

インボイス制度は、令和5年10月から複数税率に対応した消費税の仕入れ税額の控除方式として導入されるものであり、既に昨年10月から登録が始まっております。複数税率の下で適正な課税を行うために必要な制度として、また国に納めるべき消費税が事業者の手元に残る益税を防ぐ目的としております。取引の透明性を高めることで、公平公正な制度となり、消費税に関する不正やミスを防ぐこととなります。インボイスによって、税額が明確になることや、中小事業者にとって適正な価格転嫁を行いやすくするといったメリットが期待されております。

導入に当たっては、4年間の準備期間を設けるとともに、さらに6年間にわたって免税事業者からの仕入れについて一定の仕入れ税額控除を認めるなど、事業者の準備のための経過措置を設けています。

インボイス制度は強制ではありません。インボイスを発行できる課税事業者になるかならないかは、個々の判断になります。

取引の透明性が高まること、消費税の公正公平な制度であることなどを理由に、不採択に賛成の討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで請願陳情第16号の討論を終わります。

これから採決を行います。

それでは初めに、請願陳情第7号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願を採決します。この採決は起立によって行います。

請願陳情第7号に対する委員長の報告は不採択とするものです。請願陳情第7号は委員長の報告のとおり不採択と決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、請願陳情第7号 緊急経済対策に「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願は不採択とすることに決定しました。

次に、請願陳情第16号 消費税インボイス制度の実施の延期・中止を求める請願を採決します。この採決は起立によって行います。

請願陳情第16号に対する委員長の報告は不採択とするものです。請願陳情第16号は委員長の報告のとおり不採択と決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、請願陳情第16号 消費税インボイス制度の実施の延期・中止を求める請願は不採択とすることに決定しました。

◎発議案第1号及び発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第26、発議案第1号 軽米町議会の個人情報の保護に関する条例と日程第27、発議案第2号 軽米町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の2件を一括して議題とします。

発議案第1号及び発議案第2号について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、本田秀一君。

〔議会運営委員長 本田秀一君登壇〕

○議会運営委員長（本田秀一君） 発議案第1号 軽米町議会の個人情報の保護に関する条例及び発議案第2号 軽米町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、地方自治法第109条及び軽米町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

まず初めに、発議案第1号 軽米町議会の個人情報の保護に関する条例の提出理由ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条により改正された個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、軽米町議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的に、軽米町議会の個人情報の保護に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、発議案第2号 軽米町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の提出理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、軽米町議会議員が軽米町に対し請負をする者またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的に、軽米町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定しようとするものであります。

発議案第1号及び発議案第2号につきまして、何とぞご趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから発議案第1号及び発議案第2号に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。

それでは初めに、発議案第1号 軽米町議会の個人情報の保護に関する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。発議案第1号の討論を終わります。

次に、発議案第2号 軽米町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。発議案第2号の討論を終わります。

これから採決を行います。

初めに、発議案第1号 軽米町議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。発議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 軽米町議会の個人情報の保護に関する条例は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号 軽米町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を採決します。

発議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第2号 軽米町議会議員の請負の状況の公表に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（松浦満雄君） 日程第28、議員派遣の件を議題といたします。

この議員派遣の件については、軽米町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣しようとするときは議会の議決でこれを決定することになっております。

お諮りします。配布しております令和5年度議員派遣一覧表のとおり、令和5年度の議会閉会中における各種会議、議員研修及び調査等に本議会の議員を派遣したいと思います。また、派遣議員については、その都度議長が指名することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、令和5年度の議会閉会中における各種会議、議員研修等への派遣については、配布しております令和5年度議員派遣一覧表のとおりとし、派遣議員については、その都度議長が指名することに決定しました。

お諮りします。議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において議員の派遣を決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において議員の派遣をすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（松浦満雄君） 日程第29、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（松浦満雄君） ここで町長から発言を許されたい旨の申出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議長の許可をいただきましたので、第37回軽米町議会定例会が閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月27日に開会以来、本日までの16日間にわたり開催されたところであり、本定例会には、人事同意案件2件、人権擁護委員の推薦に関し意見を求める諮問1件、条例の制定や一部改正に関する議案13件、一般会計補正予算に関する案件3件、令和5年度一般会計ほか当初予算案件6件の合わせて25件の議案を提出させていただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心にご審議をいただき、全議案についてご議決賜りましたことを心から感謝申し上げる次第であります。

さて、今定例会におきましては、子育て環境の整備や農林畜産業の推進方策、再生可能エネルギーの取組、かるまい文化交流センターの運営など、各種事業に対して熱心にご議論いただきました。議案審議中に賜りましたご意見、ご提言等につきましては、今後の町政運営に当たり、十分心して努めてまいりたいと存じます。

つきましては、今後におきましても議員各位のご協力、ご支援等を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第37回軽米町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午前10時55分）